

茨城県キョン目撃情報提供に係る褒賞金制度実施要項

(目的)

第1条 茨城県内におけるキョンの定着・繁殖を防止するため、目撃情報を提供した者に対し、予算の範囲内において褒賞金を支払う制度を設けるとともに、その取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 目撃情報

キョンの生きている個体を撮影した画像又は動画であって、県内におけるキョンの所在を確認できるものであり、令和6年4月1日以降に撮影されたものをいう。

ただし、放送媒体やインターネットに掲載された画像又は動画の複写などは含まない。

(2) 情報提供者

県へ目撃情報を提供し、本制度の適用を希望する者をいう。

(3) 目撃情報褒賞金

情報提供者からの目撃情報が真正なものと県が判断した場合に、情報提供者へ支払う褒賞金をいう。

(対象生物及び褒賞金の額)

第3条 対象生物は、茨城県の区域内で目撃された特定外来生物「キョン」とする。

2 褒賞金の額は、次のとおりとする。なお、複数個体を撮影した目撃情報については、1情報とする。

種 別	褒賞金の額	単位
目撃情報の提供	2,000円	1情報当たり

(支払対象者)

第4条 褒賞金の支払対象者は、情報提供者であり、次のいずれにも該当しない者とする。

ア 匿名であるなど個人の特定ができない者

イ 国、地方公共団体等の職員で、公務に伴って情報を得た者

ウ 目撃情報の入手過程において法令に違反する行為や公序良俗に反する行為を行った者

エ 褒賞金の受取りを辞退する旨の意思表示をした者

オ そのほか、県が不適当と認める者

(目撃情報褒賞金の支払申請)

第5条 目撃情報褒賞金の支払いを受けようとする者は、「キョン目撃情報褒賞金支払申請書」(様式第1号)に次に掲げる書類等を添付し、県に提出するものとする。

(1) 目撃地点の位置情報又は地図

(2) キョンと判別できる画像又動画の電子データ(場所の特定できるもので無加工のもの)

(3) 前2号に掲げるもののほか、県が必要と認める書類等

2 前項の書類等の提出方法は、県環境政策課への電子メールとする。

(褒賞金の支払)

第6条 県は、前条の申請を受けたときは、申請書の内容を審査し、県内におけるキョンの目撃情報と認めるときは、キョン目撃情報褒賞金支払決定通知書(様式第2号)を通知し、褒賞金を支払うものとする。

2 前項の申請書の内容審査の結果、県内におけるキョンの目撃情報と確認できなかったときは、キョン目撃情報褒賞金不支払決定通知書(様式第2号)を通知するものとする。

(報告検査等)

第7条 県は、必要と認めたときは、褒賞金の支払いを受けようとする者又は褒賞金の支払いを受けた者に対し、その目撃に関する報告を求め、又は職員によりその書類等若しくは目撃の状況を検査させ、その他必要な指示をすることができる。

(褒賞金の返還)

第8条 県は、褒賞金の支払いを受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、褒賞金の支払いの決定を取り消し、支払った褒賞金の返還を命ずることができる。

(1) 不正の行為によって褒賞金の支払いを受けたとき

(2) この要項の規定に違反したとき

2 県は、支払審査時及び前項による支払決定取消の場合、悪質な偽造行為を発見した場合には、詐欺罪等の刑事告発など厳正に対処することにより、今後の不正受給防止を図るものとする。

(目撃情報の取扱い)

第9条 県は、次の各号に掲げる事項について情報提供者の承諾を得るものとする。

(1) キョン対策に取り組む関係機関との間で、目撃情報が共有されること

(2) 県ホームページや新聞記事等において、目撃情報が公表される可能性があること

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

付 則

この要項は、令和6年5月27日から施行する。

茨城県知事 殿

（県民生活環境部環境政策課扱い）

住 所

氏 名

電話番号

キョン目撃情報褒賞金支払申請書

茨城県キョン目撃情報提供に係る褒賞金制度実施要項第5条の規定に基づき、関係書類等を添えてキョンの目撃情報を報告します。

記

1 目撃情報

1	目撃日時	令和 年 月 日 時 分頃	メス 頭	オス 頭	不明 頭
	目撃場所	市・町・村 大字 字			
	備 考				
2	目撃日時	令和 年 月 日 時 分頃	メス 頭	オス 頭	不明 頭
	目撃場所	市・町・村 大字 字			
	備 考				
3	目撃日時	令和 年 月 日 時 分頃	メス 頭	オス 頭	不明 頭
	目撃場所	市・町・村 大字 字			
	備 考				

※ 目撃場所欄…具体的な道路や建物など目標物となる物を記入してください。

備考欄…目撃時のキョンの様子や、被害の状況などをわかる範囲で記入してください。

2 添付書類等

- (1) 目撃地点の位置情報又は地図
- (2) キョンと判別できる画像又は動画の電子データ（場所の特定ができるもので無加工のもの）
- (3) そのほか県が必要と認める書類等

3 請求金額及び振込先

請求金額	円								
金融機関名	銀行 金庫 信用組合			本店 支店 支所					
預金種別	普通・当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義人									

※1 請求金額はキョン目撃1情報当たり2,000円とする。(複数頭撮影されていても1情報とカウント)

※2 報告者（請求者）が団体の代表者の場合は、団体を構成する者で褒賞金の対象となる者の承諾を得たうえで、当該代表者又は団体の口座により請求するものとする。

4 目撃情報の取扱い

私は、提供した目撃情報が次のとおり取り扱われることについて承諾します。

- ・ 茨城県や市町村など関係機関の間で共有されること
- ・ 県ホームページや新聞記事等に公表されること

殿

茨城県知事

キョン目撃情報褒賞金支払（不支払）決定通知書

このことについて、茨城県キョン目撃情報提供に係る褒賞金制度実施要項第6条の規定により下記のとおり支払うことに（不支払を）決定したので通知します。

記

支払決定額	円
不支払理由	